



ŌMIYA NEWS



No.6

2023年7月18日

JR 東労組大宮地本

乗務員区社員による **営業統括センター業務の拡大** について

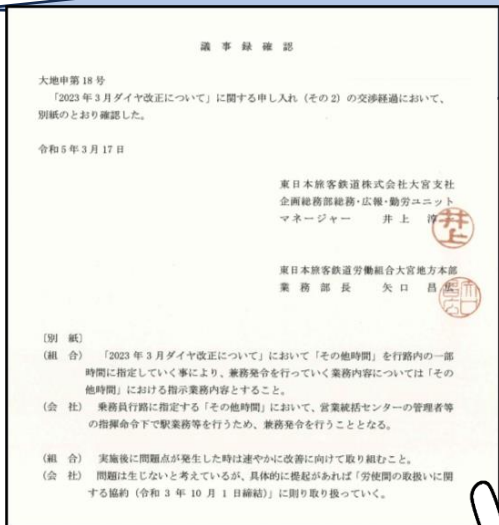
「一旦見合わせ」を確認！

大地申第24号 団体交渉(7月14日開催) 報告パート①

「労使間の信義誠実の原則を破壊する会社の一方的な行為を許さず直ちに議事録確認違反の是正を求める」緊急申し入れ

1. 今回の乗務員区社員による営業統括センター業務の拡大について、公募制と称し乗務員に出札や改札業務を担わせる事は、2023年3月17日に大宮車掌区・大宮運転区の事業所の全社員に大宮営業統括センターへ兼務発令を行う根拠とした「乗務員行路に指定する『その他時間』において営業統括センターの管理下に入るため、兼務発令を行うこととなる」との労使の確認事項を基に締結した大地申第18号の議事録確認違反であり、不当労働行為と捉えられかねないため直ちに是正すること。また、他職場でも同様の問題が発生していることから是正すると同時に、再発防止に努めること。

議事録確認に抵触する恐れがあることを大宮支社が認める！



社員の「発意」だけで何でもできるわけではない！

重大な労働条件変更には労使協議が必要だ！

現場管理者は「調整を要する」と強調。

「理解不能」な説明に終始し、社員の不安を増幅させている！

大地申第18号議事録確認が組合員・社員の「利益」を守った！

今こそ堂々と JR 東労組の必要性を訴えよう！



乗務員区社員による **営業統括センター業務の拡大** について

私たちは騙されないぞ！

大地申第24号 団体交渉 (7月14日開催) 報告パート②

団体交渉の**確認内容**を捻じ曲げるのか？



(兼務発令について) 以前の団体交渉でこれに限らず適用していると議論したつもりだった。「問題ない」と判断した。

兼務発令について、行路内のその他時間以外に適用される議論はしていない。現金扱いをすることも議論していない！



しかし大宮地本の指摘を受けて、回答を修正。組合員・社員の利益は守られた！

大地申第18号議事録確認があるにも関わらず、大宮支社は「問題ない」と認識



★★★★ ある未加入者の声 ★★★★★

「大変な思いをして運転士になったのに、無理やり出札をやらされたら転職を考えてしまいますね…」 (入社7年目社員)

突然 Teams で公募が周知され、揚げ句、突然「一旦見合わせ」…。現場社員が「困惑」。職場で管理者に説明を求めても「支社において調整を要する事項…」とのこと。

「調整って何よ！説明してよ！」

Check!

議事録確認を「反故」にすることは許されない！

会社はコンプライアンスを遵守せよ！



乗務員区社員による **営業統括センター業務の拡大** について

労働条件変更には「**提案**」が必要と指摘!

大地申第24号 団体交渉(7月14日開催) 報告パート③

「宇都宮運輸区での業務研究で運転士の車掌業務

実施に向けて検討」も同様、同質だ!

この問題についても交渉で議論し、大きな労働条件変更には労働組合への提案をし、議論して進めるべきと指摘!!



「提案事項かどうかが明言できない」と回答。しかしダイヤ改正時の交渉や過去の議事録確認など以前の労使議論の場では相互運用時は「提案」すると回答している!



Check!



社員の「発意」と言うけれど、「本音」はどうやら違うようだが…。



業研だから「なんでもあり」はない! 組合員・社員の労働条件変更を守り、未来に安心して働ける環境を残すために大宮地本は大宮支社に「提案」を求めます。